

ご利用ください!

庄原市
SHOBARA



出前トーク

知りたい!聞きたい! そんなときには「出前トーク」

市の職員が地域に出向いて説明・懇談する「出前トーク」を本年度も実施します。

市役所が行っているさまざまな事業について「もっと詳しく知りたい!」といったご要望にお応えします。ぜひご利用ください。

●対象

市内に在住・通勤・通学するおおむね10人以上が参加するグループや団体

●実施時間

原則として平日の9時から21時までの間で2時間以内。

●会場

申込団体・グループで準備してください。

●その他

開催を希望する日の2週間前までに情報政策課へ申し込んでください。

(申込書・メニューの一覧は、情報政策課と各支所、自治振興センターなどにあります。市ホームページからもダウンロードできます。)

※政治・宗教または営利を目的とした集会などは除きます。

●問い合わせ

情報政策課広報広聴係

☎0824-73-1159

FAX 0824-72-3322

平成23年度人気メニューランキング

1位 災害に備えて

2位 自主防災組織の結成について

3位 心とからだの健康づくり

※昨年度の申し込みは全体で82回。延べ1,800人あまりの方が利用されました。庄原ゲリラ豪雨、東日本大震災の発生から、防災に関するメニューの利用が多くなっています。メニューにないテーマでも受け付けていますのでご相談ください。

国保からのお知らせ

保険証の切り替えを忘れていませんか?

届出は14日以内に確実に

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

4月は就職や退職、就学などによる異動が最も多い月です。職場の健康保険へ加入や脱退をしたときは、14日以内に必要な書類をそろえて保険証の切り替えの手続きをしてください。

異動の届け出をしないまま国保の資格が残っていると、国保税が課税されたままになります。また、さかのぼって国保に加入したときは、それまでの国保税をまとめて納付しなければならぬ場合もあります。

資格のない保険証で医療機関にかかること、保険給付を誤って受けてしまうことになり、医療費を清算しなければならぬ場合があります。

自分の加入している保険制度をしっかり把握して、正しい保険証で医療機関にかかりましょう。



	こんなときは	これを持って市役所へ
国保に加入するとき	ほかの市町村から引っ越してきたとき	他市町村の転出証明書・印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめたことの証明書・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなったことの証明書・印鑑
国保をやめるとき	ほかの市町村に引っ越すとき	保険証・印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	職場の健康保険の保険証・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	職場の健康保険の保険証・印鑑
その他	退職者医療制度(※)の対象となったとき	保険証・年金証書・印鑑
	住所、世帯主、氏名が変わったとき	保険証・印鑑
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証・在学証明書・印鑑

※退職者医療制度:65歳未満の方で、厚生年金や共済年金などの加入期間が20年以上または40歳以降に10年以上ある方が、年金を受給されるようになったときに加入する国保です。